

令和 8 年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）

教科用図書採択の基本方針について

このことについて、県立学校長に対する指導・助言を行いたいので、別添案を添えて請議します。

令和 7 年 4 月 1 1 日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、令和 8 年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）教科用図書採択の基本方針を定める必要があるからである。

令和８年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）

教科用図書採択の基本方針

県教育委員会は、各県立学校長から報告される選定結果を検討し、令和８年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）教科用図書の採択を行う。各県立学校は、教科用図書が教科の主たる教材であり、教育上極めて重要な意義をもつことに留意し、下記の採択基準に基づいて教科用図書の選定に当たるものとする。

記

- 1 学校の教育目標達成のために最も適した教科用図書であること。

各学校及び各地区ごとに教科用図書の綿密な研究を行い、各学校の教育目標達成のために最も適した教科用図書を選定すること。

- 2 生徒の特性等に最も適した教科用図書であること。

各学校における生徒の特性等を十分に考慮して、実態に即した教科用図書を選定すること。

- 3 公正な採択であること。

教科用図書の選定は、教科用図書の内容についての周到な調査研究に基づいて行い、いやしくも教科用図書発行者の勧誘・宣伝行為等による影響を受けて公正を欠くことのないよう特に留意すること。

- 4 保護者の負担軽減に配慮した教科用図書であること。

各学校は、教科用図書の選定に当たって、常に保護者の経済的負担が過重にならないよう配慮すること。

〔参考資料〕

教科用図書採択の基本方針について

1 愛知県教育委員会事務決裁規程

(平成15年3月28日教育委員会訓令第1号)

第3条 教育委員会は、別表第1に定める教育委員会決裁事項について決裁するものとする。

2 教育長、事務局長、部長、課長及び課長補佐は、別表第1に定める教育長専決事項、事務局長専決事項、部長専決事項、課長専決事項及び課長補佐専決事項について、それぞれ専決するものとする。

別表第1

1 2 学校 3 教科用図書の採択に関する基本方針に関すること。

別表第1 (教育長専決事項)

1 2 学校 4 県立学校の教科用図書の採択に関すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

2 教科用図書採択 事務手順 (令和6年度)

